

令和3年4月8日

保護者の皆様

大阪府立茨木高等学校
校長 山上 浩一

新型コロナウイルス感染症による出席停止のお知らせ

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対して、引き続きご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されています。このため当該感染症と診断された場合は、治癒するまで出席停止となります。また、感染の疑いがある場合や以下の場合も出席停止となります。以下をお読みいただき、必要な書類を学校へ提出してください。各種書類はホームページからダウンロードしていただけます。

1) 新型コロナウイルス感染症と診断、またはその疑いと診断された場合

医師が治癒と判断し、登校の許可があるまで出席停止の扱いとします。

「学校において予防すべき感染症について」を医師に記入していただき、学校へ提出してください。

2) 生徒自身が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合

保健所等から指示された期間を出席停止の扱いとします。

「欠席確認届」を保護者が記入し、学校へ提出してください。

3) 生徒の同居者等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合

保健所等が生徒自身も自宅等での休養が必要と判断した場合、また保護者が生徒自身も自宅等での休養が必要と判断した場合は、出席停止の扱いとします。

「欠席確認届」を保護者が記入し、学校へ提出してください。

4) 発熱や風邪症状など平常と異なる体調不良のため学校を欠席する場合

学校への欠席連絡時に、保護者から「出席停止扱いを希望する」旨申し出があった場合は、出席停止の扱いとします。

「欠席確認届」を欠席した日、または期間ごとに保護者が記入し、学校へ提出してください。

5) 感染症への不安等により登校できない場合

保護者から上記の相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合は、出席停止の扱いとします。

「欠席確認届」を保護者が記入し、学校へ提出してください。

「欠席確認届」に関して

- * 2)～4)の「欠席確認届」は原則として、登校可能になった時点で速やかにご提出ください。
- * 「欠席確認届」が未提出の場合や4)について、新型コロナウイルス感染症に係る理由と言いがたい怪我や通院などの場合は、対応できかねますのでご理解の程、よろしくお願いいたします。

ご不明な点などありましたら、本校教頭までお問合せください。